



知財高裁平成28年(行ケ)第10040号 審決取消請求事件(進歩性)

中村合同特許法律事務所

電気セクション

弁理士 鎌田 慎也

TOKYO-JAPAN
NAKAMURA & PARTNERS
PATENT TRADEMARK & LEGAL AFFAIRS

事案の概要

拒絶審決に対する審決取消訴訟において
引用発明に基づき進歩性を否定した拒絶審決を、
判断に誤りがあるとして取り消した事例

原告(出願人): コーニンクレッカ フィリップス エヌ ヴェ
被告: 特許庁長官

経緯

- ◇ 2010年4月28日、特許出願(特願2010-103072)(分割出願)
(発明の名称: 安全な認証型距離測定法)
- ◆ 2013年11月19日、拒絶査定(29条2項)謄本送達
- ◇ 2014年3月19日、拒絶査定不服審判請求、手続補正書提出
- ◆ 2015年10月13日、拒絶審決(29条2項)謄本送達
⇒ 審決取消訴訟提起
- ◆ 2016年12月26日、判決言渡
知的財産高等裁判所第2部 裁判長裁判官 清水節

本発明の内容（背景・課題抜粋）

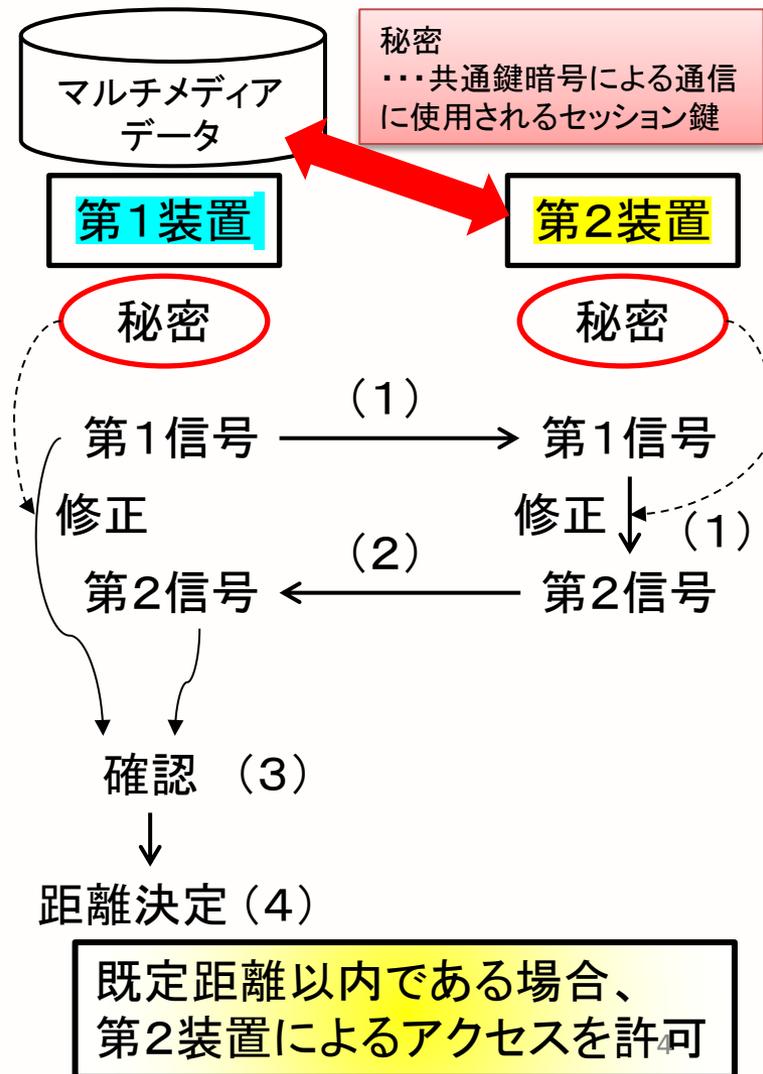
| 【背景】 | 明細書の記載抜粋 |
|------------------------|---|
| デジタルデータ形式のコンテンツの転送について | <u>コンテンツの転送が許可される場合、この転送は、コンテンツが有用な形式で違法に取り込まれ得ないことを確実にする暗号化手段で一般的に実行される。</u> |
| インターネット上での流通について | <u>装置認証及び暗号化コンテンツ転送を実行する技術は、利用可能であり、・・・コンテンツを複製することを可能にされ得るが、コンテンツ業界は、インターネット上でのコンテンツ流通に関しかたくなである。</u> |
| 使用者の利便性について | <u>隣人を訪ねている使用者が、彼が所有する映画を隣人の大きなテレビ・スクリーンで鑑賞することは可能であるべきである。この映画のライセンス保持者（又はこのライセンス保持者が所有する装置）が、このテレビ・スクリーンの近くにあると証明され得る場合、容認され得る。</u> |

【課題】

本発明の目的は、有限距離におけるコンテンツの安全な転送を実行する課題に対する解決法を得ることである。

本発明の内容(請求項1)

第1通信装置(以下第1装置)に記憶されたマルチメディアデータが第2通信装置(以下第2装置)によってアクセスされるべきかを決定する方法であって、当該方法は、第1装置と第2装置との間の距離測定を実行し、測定された距離が事前に規定された距離間隔の範囲にある場合に、第2装置による前記マルチメディアデータへのアクセスを許可し、前記距離測定は、(1)第1時間t1において第1信号を第1装置から第2装置へ伝送するステップであって、第2装置が、前記第1信号を受信し、第1装置及び第2装置が共有する共通秘密に従い前記受信された第1信号を修正することにより第2信号を生成し、前記第2信号を第1装置へ伝送するように構成された、ステップと、(2)第2時間t2において前記第2信号を受信するステップと、(3)前記第2信号が前記共通秘密に従い修正されたかを確認するステップと、(4)第1装置と第2装置との間の距離をt1とt2との間の時間差に従い決定するステップと、に従い実行され、第1装置と第2装置との間で前記共通秘密を鍵管理プロトコルに従って安全に伝送することによって共有する方法。



争点(概要)

◆取消事由1(手続違背の存在) ⇒ 判断されず

◆取消事由2(進歩性の存在) ⇒ 理由あり

✓ 一致点(※)の認定 ⇒ 審決の認定は誤り

「**第1信号送信装置**が、**第2信号送信装置**に対して『所定のサービス』を実行すべきかを決定する方法」である点、「測定された距離が事前に規定された距離間隔の範囲にある場合に、**前記第2信号送信装置**への『所定のサービス』の実行を許可」する点、を一致点とした点

甲1発明の過度の抽象化・上位概念化

✓ 相違点1(※)の判断 ⇒ 審決の判断は誤り

相違点1(本願発明における『所定のサービスを実行すべきかを決定する』ことが、引用発明においては、“**車両側無線装置**が搭載された車のドアの解錠の決定”であって、『マルチメディアデータ』との関係については、特に、言及されていない点)について、当業者が適宜なし得る事項であるとした点

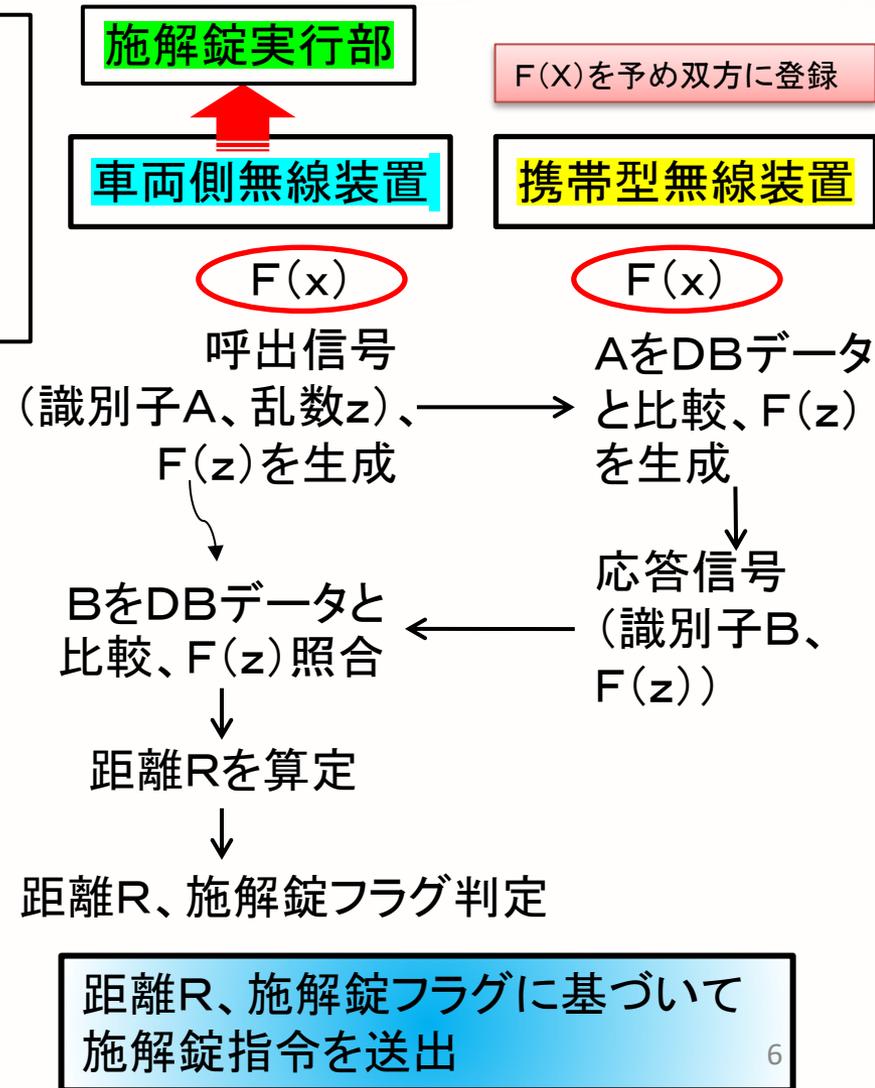
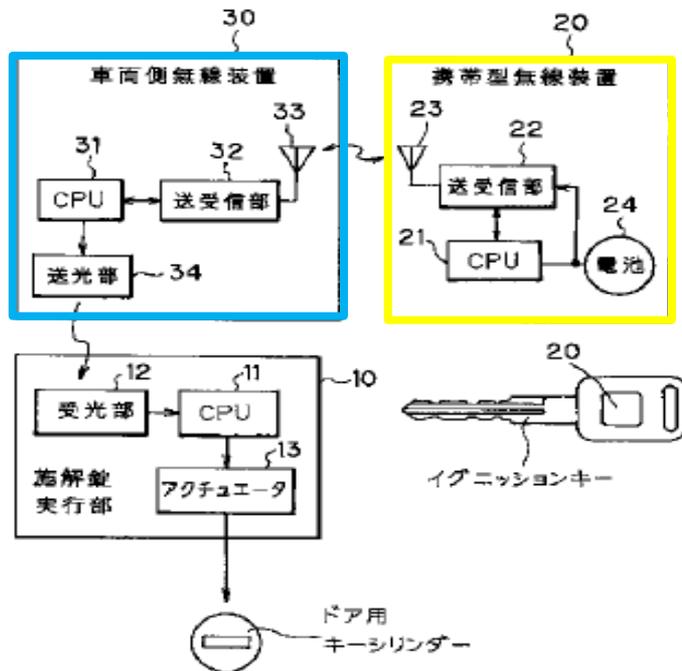
一致点と関連した相違点

✓ 相違点2(※)の判断の誤り ⇒ 判断されず

※本願発明と甲1発明(主引用発明)との一致点、相違点

甲1発明(主引用発明)の内容

- ・自動車などのドアを遠隔から施錠したり解錠したりするのに利用されるキーレス・エントリーシステム
- ・**車両側無線装置**が、**携帯型無線装置**からの応答信号に基づいて、ドアの解錠指令の送出を決定
- ・**車両側無線装置**から**携帯型無線装置**までの距離Rが所定値 R_0 未満であればドアの解錠指令の送出を決定



一致点について(審決)

NAKAMURA & PARTNERS

審決で認定された一致点

本願発明請求項1

第1信号送信装置(以下第1装置)が、**第2信号送信装置(以下第2装置)**に対して**所定のサービスを実行すべきかを決定する方法**であって、当該方法は、**第1装置と第2装置との間の距離測定**を実行し、

測定された距離が事前に規定された距離間隔の範囲にある場合に、**第2装置への所定のサービスの実行を許可し、**

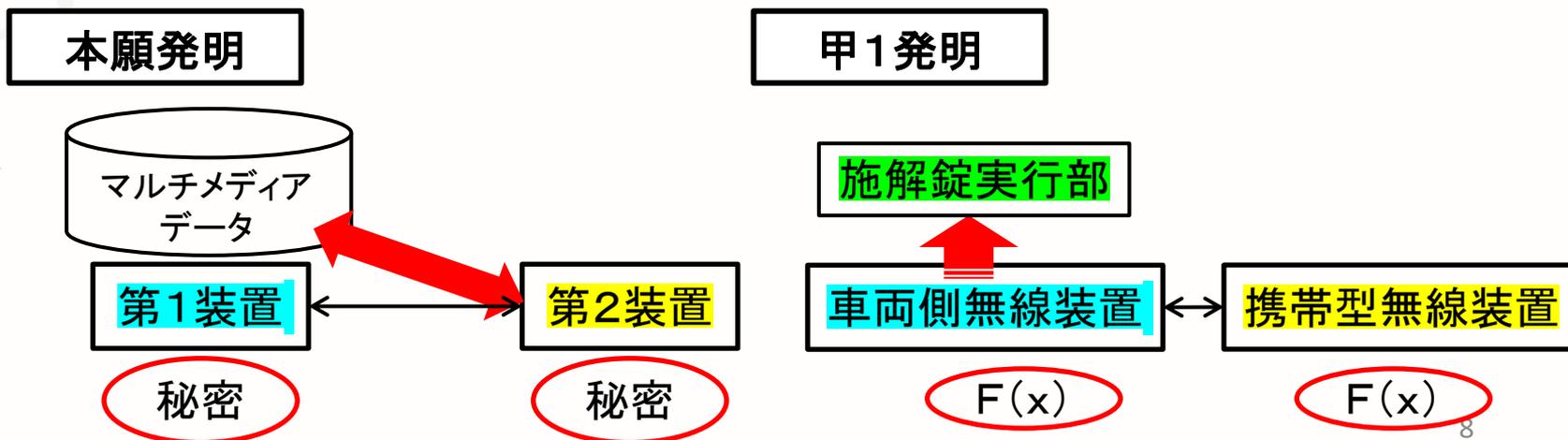
第1通信装置(以下第1装置)に記憶された**マルチメディアデータ**が**第2通信装置(以下第2装置)**によって**アクセスされるべきかを決定する方法**であって、当該方法は、**第1装置と第2装置との間の距離測定**を実行し、測定された距離が事前に規定された距離間隔の範囲にある場合に、**第2装置による前記マルチメディアデータへのアクセスを許可し、**

一致点について(判決) - 1

・審決における以下の本願発明と甲1発明の一致点の認定は誤りである。

(1)「**第1信号送信装置**が、**第2信号送信装置**に対して『**所定のサービス**』を実行すべきかを決定する方法」である点

(2)「測定された距離が事前に規定された距離間隔の範囲にある場合に、**前記第2信号送信装置**への『**所定のサービス**』の実行を許可」する点



一致点について(判決) - 2

甲1発明は、「ドアの解錠指令の送出を決定する」ことを構成要素とするものであり、「『所定のサービスの実行を許可』する」ことという抽象化され、上位概念化された動作が甲1発明の構成要素であると評価することはできない。

◆技術分野に関する判断

- ・甲1発明において、ドアの解錠指令を送出する**車両側無線装置**は、リモコン式の**施解錠部**に対する**中継又は変換機能を果たすものである**、その動作は、**リモコン式のドアの施解錠に特有の処理**というべきである。
- ・前記の甲1の【0032】(「施解錠対象のドアは車両のドアに限らず、倉庫や家屋のドアなど他の適宜なものであってもよい。」)の記載は、**ドアの種類を一般化しているにすぎず、施解錠処理以外の処理を示唆するものではなく、これを根拠に、甲1発明が「所定のサービスの実行を許可する」という動作を構成要素とするものと、上位概念化して評価することは許されない。**

一致点について(判決) - 3

◆「サービス」に関する判断

・被告は、前記の「サービス」とは、「サービス要求と、それに対し、何らかの利便を提供する行為の総称」であると主張する。

前記の定義は、その文言上、

- ① 第1の主体が、第2の主体に対し、何らかのサービスを要求する行為、
- ② 第2の主体が、第1の主体からの何らかのサービスの要求に対し、第1の主体又は第3の主体に対し、何らかの利便を提供する行為
という、2種類の行為を含んでいる。

⇒ ②は、「サービス」と表現され得るが、①は、「サービス」と表現され得るとは考えられず、「サービス」を、前記の2種類の行為を一個の概念に包括する総称と定義することには、無理がある。

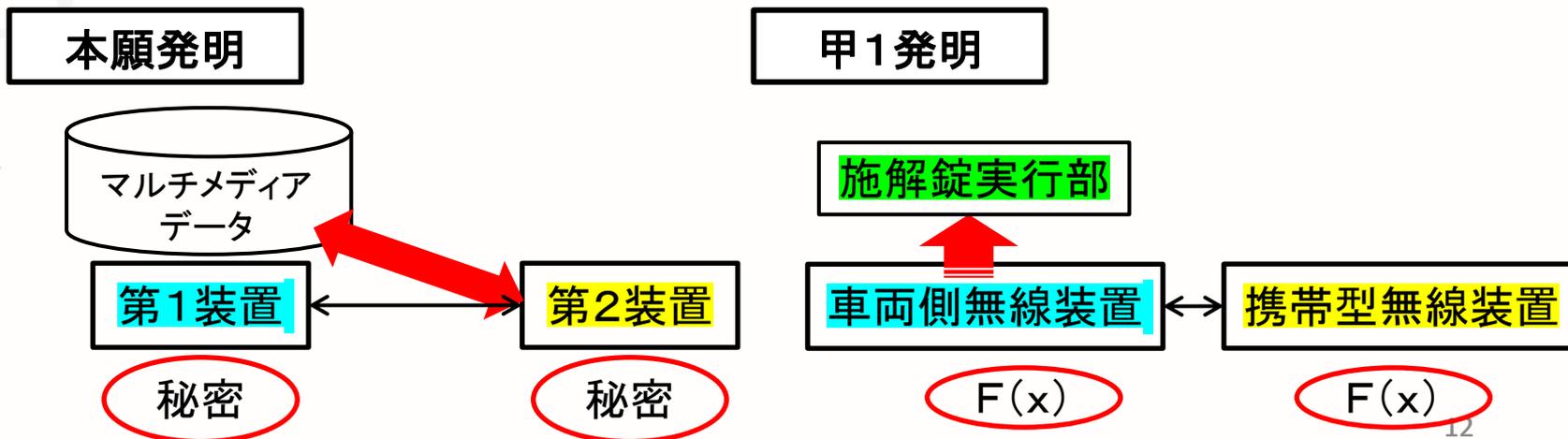
一致点について(判決) - 4

仮に、被告の主張する「サービス」の定義を前提としても、甲1発明において、**車両側無線装置**が、**携帯型無線装置**からの応答信号に基づいて、「ドアの解錠指令の送出を決定」することが、「**第2信号送信装置**への『所定のサービスの実行を許可』する」ことには該当しない。

一致点について(判決) - 5

◆情報処理(主体・客体)に関する判断

- ・甲1発明において、**車両側無線装置**が行うのは、
①ドアの解錠指令の送出を決定し、②ドアの解錠指令を送出して、③これを受光した車両の**施解錠実行部**をして、車両のドア用キーシリンダーを解錠させることである(甲1)。
… いずれも、**車両側無線装置**(**本願発明の第1通信装置**)が**携帯型無線装置**(**本願発明の第2通信装置**)に対して行う動作とは認められない。
… 「**第2信号送信装置**への」行為には該当しない。



一致点について(判決)－6

◆情報処理(主体・客体)に関する判断

・被告は、「本願発明と甲1発明とは、第1通信装置が認証により第2通信装置によるサービスの実行を許可する点において一致している。」と主張する。

⇒ 被告のいう「第2通信装置によるサービスの実行」の許可と、
審決のいう「第2信号送信装置へのサービスの実行」の許可では、
その文言上、

前者は、第2通信装置が他の装置又は他者に対してサービスを実行することを第1通信装置が許可すること、

後者は、第1信号送信装置が第2信号送信装置に対するサービスを実行することを許可すること、
を意味すると解される点で違いがあるから、両者は一致するものではない。

一致点について(判決)ー7

◆「アクセス」に関する判断

・被告は、・・・「アクセス」は、「アクセス要求と、それに対し、何らかの利便を与える行為の総称」であるとして、・・・「**第2通信装置**」による「アクセス」は、「**第1通信装置**」の側で実行される処理であってもかまわないから、甲1発明が「**第1通信装置**」の側で実行される処理であることは、本願発明との相違点にならない旨主張する。

⇒ 本願発明における「アクセス」の主体と客体は、・・・主体が**第2通信装置**、客体が「**第1通信装置**に記憶された」マルチメディア「データ」であると解される。・・・**第2通信装置**以外の主体が存在することを前提とする「**第2通信装置**を用いた」「アクセス」を総称したものと読み替えることはできないし、「**第1通信装置**」の側のみで行われる処理を、「アクセス」と呼ぶことも不適當である。

・本願明細書(甲6)でいう「アクセス」は、「映画のライセンス保持者が所有する装置」から「テレビ・スクリーン」への映画の送信を意味しているとしか解釈できない。そして、本願発明にいう「アクセス」が、・・・、**より一般化された概念であることを示す記載は、本願明細書中に存在しない。**

一致点について(判決)－8

以上のとおり、**審決における一致点の認定には誤りがあり**、取消事由2にはその限度で理由があるが、上記一致点の誤認に関連する相違点1についての判断も、以下、念のため検討することとする。

相違点1について(判決)－1

距離判定の処理に基づいて行われる動作は、本願発明においては、**マルチメディアデータ**が、**第1通信装置**から**第2通信装置**に送信されるのに対し、甲1発明においては、**ドアの解錠指令**が、**車両側無線装置**から、**携帯型無線装置**ではなく、車両にある**施解錠実行部**に対して送出される(甲1)点が、本願発明と甲1発明の相違点として認定されるべきであるから、この点の容易想到性について、以下、判断する。

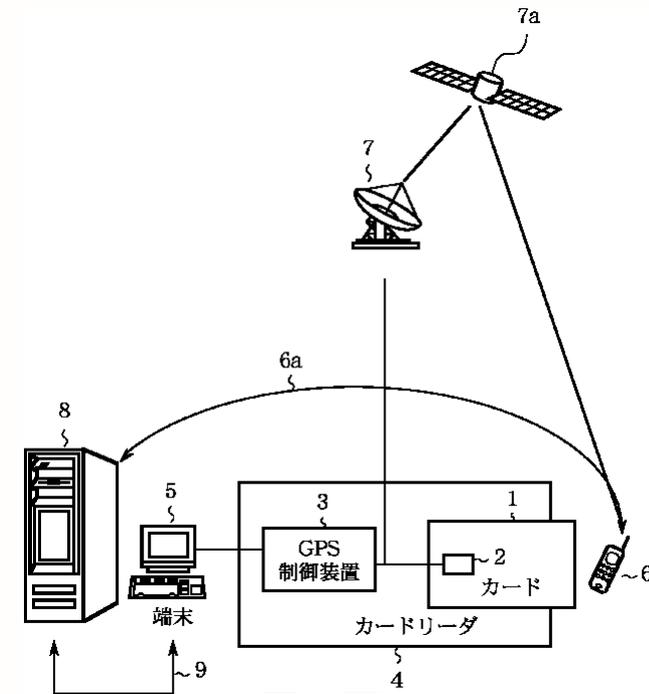
相違点1について(判決) - 2

◆甲3、甲4の周知技術(審決で認定された周知技術)の認定
甲3及び4に記載された技術(2つの装置が所定の距離の範囲内に存在する場合に、所定のプログラム等へのアクセスを許可)は、情報処理システムに対する不正使用防止の技術である。

…甲1発明(ドアの解錠システム)と技術分野が異なる。

◆上記周知技術を適用した場合の容易想到性の判断

周知技術を、甲1発明に適用したとしても、距離測定後に、距離測定の対象である装置の一方から他方へ、当該一方の装置が記憶しているマルチメディアデータを、他方の装置に送信するという構成に至るものではない。



相違点1について(判決)－3

◆甲1発明の認定(一致点において判示する内容と同じ)

甲1には、甲1に記載されたキーレス・エントリーシステムを、ドアの施解錠以外に適用することについての記載はなく、示唆もない。また、甲1には、距離測定後に、車両側無線装置が、その記憶しているマルチメディアデータを、携帯型無線装置に送信することについて、記載がなく、示唆もない。

…容易に想到できるとは到底いえない。

◆乙8、乙9の周知技術の認定

乙8及び9は、甲1発明と同様のキーレス・エントリーシステムに関するものであり、車両側無線装置と携帯型無線装置との間で、車両に関する情報や音楽データ等を送受信する技術を周知のものとして開示していると認められるが、車両側無線装置と携帯型無線装置との間の距離測定を行い、前記距離が所定範囲内である場合に、車両側無線装置から携帯型無線装置へマルチメディアデータを送信することは開示されておらず、

したがって、距離判定の処理に基づいて行われる動作として、車両側無線装置から携帯型無線装置へマルチメディアデータを送信することが、周知技術であるとも認められない。

相違点1について(判決)－4

以上のとおり、甲1発明において、距離判定の結果に基づき、車両のドアの解錠を行う構成に換えて、マルチメディアデータの転送を行う構成を採用することは、当業者が容易になし得ることではなく、**相違点1は格別のものではないと判断した審決には、誤りがあるから、取消事由2には、理由がある。**



その後、特許審決(第6134469号)

まとめ(コメント)

- 進歩性判断において、引用発明の技術を上位概念化されて適用された場合、引用発明が開示・示唆する内容から上位概念化できないことを主張することが、権利取得において有効である可能性がある。
- 進歩性判断において、情報処理における主体客体を曖昧にして引用発明の技術を適用された場合、主体客体を明確化して技術的な相違点を主張することが権利取得において有効である可能性がある。

中村合同特許法律事務所
弁理士 鎌田 慎也
s_kamata@nakapat.gr.jp

経 歴:

慶応義塾大学工学部電子工学科
同大学大学院理工学研究科

総合デザイン工学専攻 工学修士
中村合同特許法律事務所入所(2014年4月)

(参考)特許4644487(原出願)

【請求項1】

第1通信装置に記憶されたマルチメディアデータが第2通信装置によってアクセスされるべきかを決定する方法であって、前記第1通信装置と前記第2通信装置との間の距離測定を実行するステップを有する方法において、前記第1通信装置及び前記第2通信装置は、前記距離測定の実行に用いられる共通秘密を共有し、前記共通秘密は、前記距離測定を実行する前に、前記第2通信装置が事前規定された一連の準拠規則に準拠するかを確認することによって、前記第1通信装置からの前記第2通信装置についての認証確認を実行するステップ、及び、前記第2通信装置が準拠する場合、前記共通秘密を共有するステップにより共有され、

当該方法はさらに、前記認証確認及び前記距離測定後に、前記第1通信装置から前記第2通信装置へと前記マルチメディアデータを送信するためのセキュア認証済チャネル(SAC)の生成に前記共通秘密を使用するステップを有することを特徴とする方法。

(参考) マルチメディア

・広辞苑

情報を伝達するメディアが多様になる状態。また、コンピュータで映像・音声・文字などのメディアを複合し一元的に扱うこと。

・マグローヒル科学技術用語辞典

文字、数値、図形、画像、映像、音声、ビデオなどの種々の形態データの複合。メディアは通常媒体の手段、媒体の内容、媒体の種類などを表す。マルチメディア通信では複数の形態データの送受信を、マルチメディア・データベースでは複数の形態データから成る実体・対象の表現を主要課題とするが、必ずしも明確な切り分けはない。マルチメディア通信では、大容量データ(特に映像データに関して)を迅速に送受信するために圧縮法が直接の課題であり、マルチメディア・データベースでは連続、大容量データから如何に該当部分を迅速、かつ効果的に検索するかという問題が多くの場合課題となっている。もちろん、マルチメディア・データベースでは対象のメディア種によらない統合的表現は重要な課題である。

(参考) 共通秘密

【0020】 特定の実施例において、第1信号及び共通秘密は、ビットワードであり、第2信号は、これらビットワードの間において排他的論理和演算を実行することによって生成される情報を有する。実行されるべきことは、非常に簡便な操作であり、当該操作を実行する場合、第1及び第2通信装置にほんの少しのリソースしか必要としない。

排他的論理和 xor (exclusive or)

$$1 \text{ xor } 1 = 0$$

$$1 \text{ xor } 0 = 1$$

$$0 \text{ xor } 1 = 1$$

$$0 \text{ xor } 0 = 0$$

ビットごとの排他的論理輪[^]を用いて、簡単な暗号を作ることができる。まず、暗号化のための鍵である整数値 k を決める。

暗号化する前のデータ(整数値)を A とするとき、 A と k とのビットごとの排他的論理輪をとり、 $B = A \wedge k$ を暗号化したデータとする。

B から元のデータ A を復元する(復号化)するには、 B と k とのビットごとの排他的論理輪をとり、 $B \wedge k$ とすれば、次のように、 A が得られる。

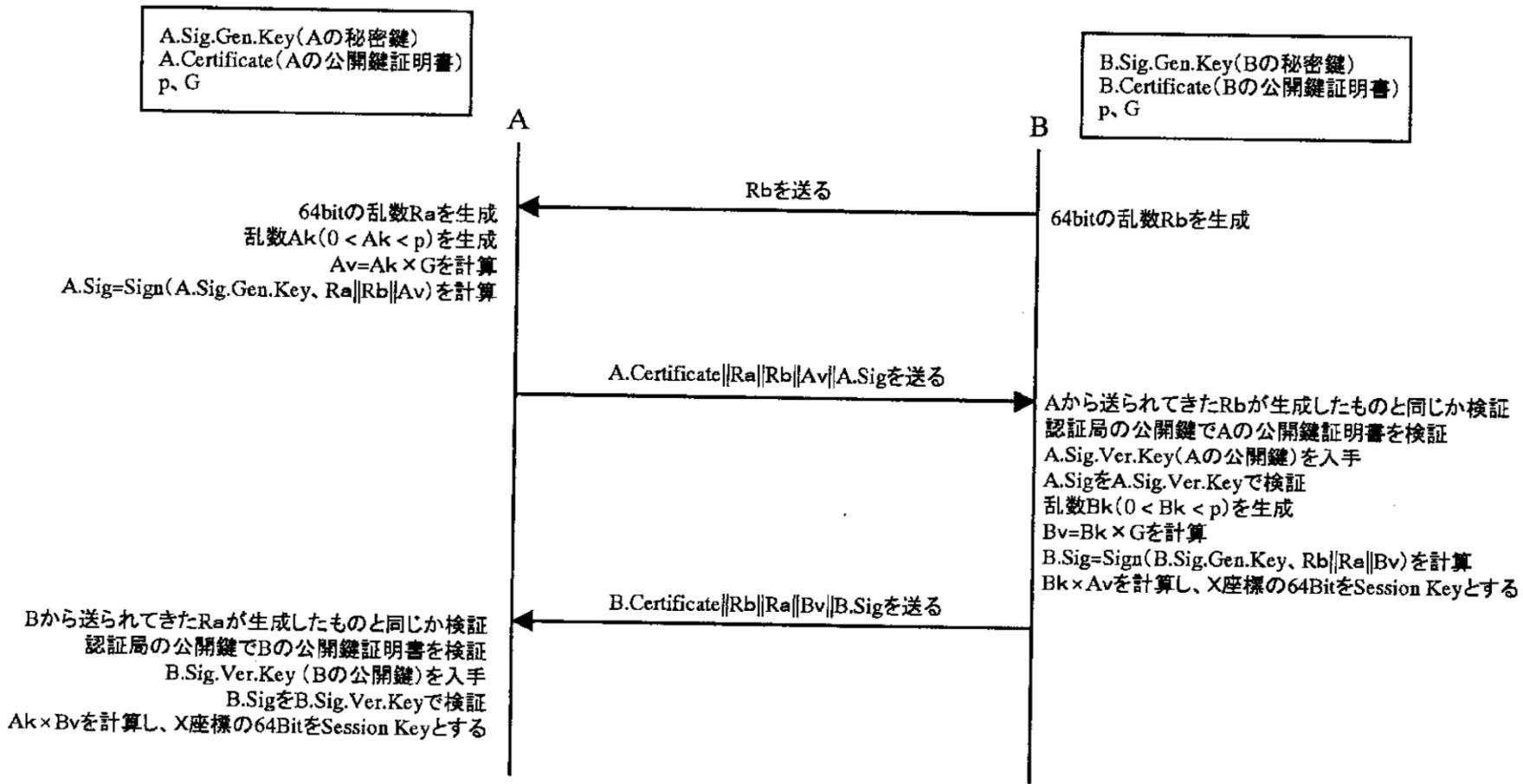
$$B \wedge k = (A \wedge k) \wedge k = A \wedge (k \wedge k) = A \wedge 0 = A$$

(参考)相違点2(審決)

◆相違点2

本願発明においては、『前記第1通信装置と前記第2通信装置との間で前記共通秘密を鍵管理プロトコルに従って安全に伝送することによって共有する』ものであるのに対して、引用発明においては、どのようにして、『車両側無線装置と携帯型無線装置の双方に予め同一の関数 $F(x)$ を登録させてお』くのか、特に、言及されていない点。

ISO9798に記載のプロトコル等に従って「秘密」を共有することは、本願の原出願の第1国出願前に、当業者には周知技術にすぎない。また、甲1発明において、「車両側無線装置と携帯型無線装置の双方に予め同一の関数 $F(x)$ を登録させてお」くことに関して、キーレス・エントリーシステムにおいて、“自動車側の施錠装置”と、“無線装置”間で、鍵の配送等をセキュアに行うことは、当業者にとって周知の技術事項であるから、甲1発明においても、「関数 $F(x)$ 」を更新する構成を採用し、当該更新の手法として、甲2に開示されている「鍵管理プロトコル」を採用することは、当業者が適宜なし得る事項である。



ISO/IEC 9798-3 非対称鍵暗号技術を用いた相互認証および鍵共有方式